

栃木県警察留置管理に関する訓令

(平成30年3月28日)  
(栃木県警察本部訓令乙第9号)

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）  
その他の法令に定めるもののほか、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適性  
を図るため、必要な事項を定めたものである。